

第 69 号

負担付寄附の受納について

次のとおり負担付寄附を受納することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 寄附の目的

子どもたちの豊かな感性と創造力を育む読書の機会を提供する施設とするため

2 寄附者及び寄附を受ける財産

(1) 寄附者

大阪府大阪市北区豊崎二丁目5番23号

株式会社安藤忠雄建築研究所 代表取締役 安藤忠雄

(2) 寄附を受ける財産

次の仕様により熊本市中央区出水二丁目5番1号に建設される予定の建物

鉄筋コンクリート造一部木造建物1棟 延べ面積約460平方メートル

附帯設備一式

3 寄附の条件

(1) 熊本県は、2(2)の建物等を、自由に活字文化に触れることができる読書活動によって、子どもたちの豊かな感性と創造力を育むことを目的とする施設として開館すること。

(2) 熊本県が、(1)に違反したときは、寄附者は、寄附に係る契約を解除することができる。

(提案理由)

負担付寄附を受納するためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。